

徳島県告示第五百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、土地改良区の行う土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年九月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

申請人	地区名	認可年月日
三俣土地改良区	三俣地区	令和四年九月七日